

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍 粟 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 粟 市 (2 8 2 2 7)
地域名 (地域内農業集落名)	波 賀 町 谷 (波 賀 町 谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令 和 7 年 1 2 月 2 6 日 (第 5 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

区域内の水田のうち、水稻を約58%作付けしており、助成作物としてブルーベリーや山椒、やまのいもなどの野菜・果樹を約5%作付している。傾斜のない圃場整備田で自己保全農地が増えている。山際の農地では、獣害や法面の草刈りなど、負担が大きく耕作が難しくなっている。

【地域の基礎データ】

農業者36経営体（うち地域外の担い手：(有)飛石頼満商店）、活動組織：農地環境保全組合（構成員60人）

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培を基本としつつ、獣害の少ない野菜としてエゴマを試験的に栽培し、実用化を検討する。傾斜のない圃場整備田で貸し付け意向の農地を預かり、地域内の担い手による営農をするほか、地域外の認定農業者及び新規就農者を受入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る。山際の農地は、将来的に林地化も含めて検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興区域のうち、圃場整備田とする

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
作業を効率化するため、地域内で定期的な話し合いを行い、担い手への農地の集積と集約化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落外の農業法人に農作業の一部を委託しており、引き続き支援サービスを利用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 中山間地域直接支払事業及び多面的機能支払事業を活用して、担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。